

エコ・アクション・ポイント

対象商品・サービス・行動の考え方（試行）第2.1版

●基本原則

家庭部門等での温室効果ガス削減のため、温暖化対策型の商品・サービス等の普及拡大の手段としてエコ・アクション・ポイントを位置づけるという観点から、以下の各項目をエコ・アクション・ポイント対象商品・サービス等の登録の基本原則とします。

<エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの基本原則>

1. 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス（商品・サービス原則1）
2. 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスのうち、廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス（商品・サービス原則2）
3. 家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスのうち、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資するという観点から個別に検討するもの（商品・サービス原則3）
4. カーボン・オフセット等が組み込まれた商品・サービス（商品・サービス原則4）
5. その他、ライフサイクルでみて温室効果ガス排出量や環境負荷が少ない商品・サービス（商品・サービス原則5）

<エコ・アクション・ポイント対象行動の基本原則>

1. 家庭における電力・ガスの削減等の取組により温室効果ガスの排出削減に資するもので、その取組量及びそれに伴う温室効果ガスの排出削減量が客観的に確認できるもの
2. カーボン・オフセット付きイベント等の温暖化対策型の無償イベントへの消費者の参加

●「商品・サービス」の考え方

<家電製品>

- ・ 省エネマークの付与されている商品
- ・ 省エネ法の多段階評価にて★★★★（4つ星）以上付与されている商品
- ・ 原資提供企業が1又は2とおおむね同等以上の使用時省エネ性能を有することを証明した商品
- ・ 電球型蛍光灯

<自動車>

- ・ハイブリッド車
- ・天然ガス自動車
- ・原資提供企業が相当割合以上の燃費の向上に資することを証明した後付の自動車部品

<住宅>

- ・太陽光発電システム
- ・太陽熱利用システム
- ・小型風力システム
- ・潜熱回収型給湯器（給湯効率 90%以上、給湯能力 60 号以下）
- ・コージェネレーション・システム（総合効率 60%以上、貯湯容量 120 リットル以上）
- ・CO2 冷媒ヒートポンプ給湯器（COP4.0 以上）
- ・複層ガラス
- ・断熱材リフォーム（最新の断熱基準を満たすリフォーム）
- ・庭への植樹（中・高木）
- ・住宅・庭園設備であって、原資提供企業が 1 ないし 9 とおおむね同等以上の温室効果ガス排出削減効果を証明したもの

<文房具>

- ・エコマーク基準の内、エコマーク商品類型 No.112「文具・事務用品」に係る基準に該当するもの

<家具>

- ・エコマーク基準のうち、エコマーク商品類型 No.130「家具」に係る基準に該当するもの
- ・非化石資源を原料とするプラスチックを 20%以上用いたもの

<家庭用品>

- ・エコマーク基準のうち、エコマーク商品類型 No.128「日用品」に係る基準に該当するもの
- ・エコマーク基準のうち、エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品」に係る基準に該当するもの
- ・エコマーク基準のうち、エコマーク商品類型 No.140「詰め替え容器・省資源型の容器」に係る基準に該当するもの
- ・非化石資源を原料とするプラスチックを 50%以上用いたもの

<衣料品>

- ・ エコマーク基準のうち、エコマーク商品類型 No.103「衣服」に係る基準に該当するもの
- ・ 天然有機素材から作られた製品
- ・ 通気性が通常製品の2倍以上の素材を用いたスーツ、その他原資提供企業がこれとおおむね同等以上の性能を有することを証明したもの

<食品>

- ・ いわゆる地産地消食品（ただし、加熱された温室で製造されたものを除く。）
- ・ 生産段階で再生可能エネルギーをおおむね3%以上用いている食品

<バイオ燃料>

- ・ バイオエタノール、BDF を用いている燃料
- ・ 廃油の持込（ただし、当該廃油が持ち込まれた店舗等においてバイオ燃料等として利用又は販売されるものに限る。）

<リユース商品>

- ・ 本、CD、DVD、ビデオ、ソフト、洋服、雑貨、ゴルフ用品、楽器等のリユース商品の購入又は持込（ただし、エネルギー使用商品は除く。持込の場合は当該商品が持ち込まれた店舗等において販売されるものに限る。）

<カーボン・オフセット付き商品・サービス等>

- ・ 「エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの基本原則」の（基本原則1）に該当する商品については使用段階、（基本原則2）に該当する商品については廃棄段階、（基本原則3）に該当する商品については生産・輸送段階に排出される温室効果ガスの相当量を排出権によりオフセットしている、又は、使用電力の相当量をグリーン電力証書で賄っている商品・サービス
- ・ 温室効果ガス削減・吸収活動への寄付金付きの商品

<レストラン>

- ・ 商品に係わる考え方<食品>の基準を満たす食品を用いて調理をした料理
- ・ 調理段階で再生可能エネルギーをおおむね3%以上用いている料理

<宅配>

- ・ 一回目で配達された宅配便

<ホテル・旅館>

- ・ 主たるエネルギー供給設備として、コージェネレーション設備やヒートポンプ式給湯設備等を導入しているホテル・旅館での宿泊
- ・ 再生可能エネルギーをおおむね3%以上用いているホテル・旅館での宿泊
- ・ アメニティグッズの削減を行った宿泊
- ・ 連泊した場合にベッドメイキングを断った宿泊
- ・ グリーン購入ネットワーク（GPN）によるエコチャレンジホテル・旅館に登録されたホテル・旅館への宿泊

<公共交通機関>

- ・ バス、電車、フェリー等の公共交通機関の利用

<レジ袋等を利用しない購買>

- ・ レジ袋、紙袋等の包装を利用しない購買（リユース目的の持込を含む。）
- ・ リユース又はリサイクルされた包装・容器を利用する購買
- ・ 弁当等に伴い配布される割り箸、スプーン、お手ふき等を利用しない購買
- ・ 上記の購買を促進する包装・容器等（エコバッグ、マイ箸等）の販売

<カーシェアリング>

- ・ カーシェアリングの利用

<省エネ行動を促進する金融サービス>

- ・ 省エネ商品・サービスの購入・利用による融資金利優遇・保険割引、ネット預貯金・ローン、通帳・利用明細等の辞退等、金融や保険を通じて、省エネ商品・サービスの購入・利用を促す金融サービス

<エコマーク・グリーン購入法対象商品・サービス>

- ・ 以上の他、エコマーク基準・グリーン購入法の購入基準に該当するもの

● 「行動」の考え方

- ・ 電気、ガス、水の使用量の削減
- ・ バイオ燃料の無償利用
- ・ 排出される温室効果ガスの相当量を排出権によりオフセットしている、又は、使用電力の相当量をグリーン電力証書で賄っている無償イベントへの参加
- ・ 自転車通勤運動等の温暖化対策型の無償イベントへの参加
- ・ 徒歩、自転車等での来店・来場
- ・ 森林保全活動（植林、間伐等）
- ・ 温室効果ガス削減活動への寄付

●その他

- ・その他「商品・サービス」の考え方又は「行動」の考え方と同等の温室効果ガス削減効果を持つ商品・サービス・行動として環境省に登録されたもの